

2006年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社ジュピターテレコム
代 表 者 名 代表取締役社長 森 泉 知 行
(コード番号: 4817)

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、2006年2月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役（専ら当社の業務執行に従事している者に限る）、監査役（非常勤を除く）及び業務執行上で中核的な役割を担う重要な役職者であって取締役会で特に指定する者に対し、株式報酬型ストックオプションを目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、2006年3月28日開催予定の当社第12期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役及び業務執行上で中核的な役割を担う役職者に対する報酬制度について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、原則として退任日の翌日から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役、監査役及び業務執行上で中核的な役割を担う役職者であって取締役会で特に指定する者に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、今般、当社は、取締役、監査役及び業務執行上で中核的な役割を担う役職者に対する報酬制度を見直し、取締役及び監査役に対する従来の退任慰労金制度を廃止し、今後は、取締役、監査役及び業務執行上で中核的な役割を担う役職者であって取締役会で特に指定する者に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役（専ら当社の業務執行に従事している者に限る）、監査役（非常勤を除く）及び業務執行上で中核的な役割を担う重要な役職者であって取締役会で特に指定する者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500 株を上限とする。

なお、下記 (3) により付与株式数 (以下に定義する。) が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、1 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日 (以下、「発行日」という。) 以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。また、この調整は当該時点で行使される新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と新設合併若しくは吸収合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

2006 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間内で当社取締役会において決定する。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び業務執行上で中枢的な役割を担う重要な役職の地位を、解任等の事由以外で喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から 2 年間に限り新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア) イ) に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア) 2024 年 3 月 31 日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024 年 4 月 1 日より新株予約権を行使できるものとする。

イ) 当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から 15 日間行使できるものとする。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および消却の条件

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す「新株予約権割当契約」を新株予約権の割当を受ける者との間で締結する。

4. 今後の予定

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について 2006 年 3 月 28 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上